

1 計画の概要

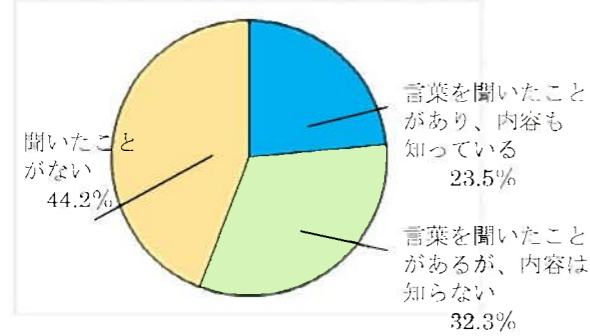
- 基本目標：障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現
- 計画期間：令和4年度から令和7年度までの4か年
- 位置付け：障害者基本法に基づき策定する、障害者施策の基本的方向性を示す。

種別	内容	根拠法	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
障害者計画	○施策の基本的方向性 ・基本理念、基本目標	障害者基本法	第4次			第5次				
障害福祉計画	○数値目標等の実施計画	障害者総合支援法	第5期		第6期					
障害児福祉計画	・数値目標、サービス必要見込量	児童福祉法	第1期		第2期					

2 現状と課題

- 令和3年6月に障害者差別解消法が改正され、合理的配慮の提供が3年以内に民間事業者にも義務化されるが、昨年度のインターネットモニターアンケートによると、「(障害のある人に対する)合理的配慮の言葉を聞いたことがあり、内容も知っている」と答えた方は23.5%に留まり、県民への理解、認識が十分に進んでいない。

(障害のある人に対する)合理的配慮の認知度



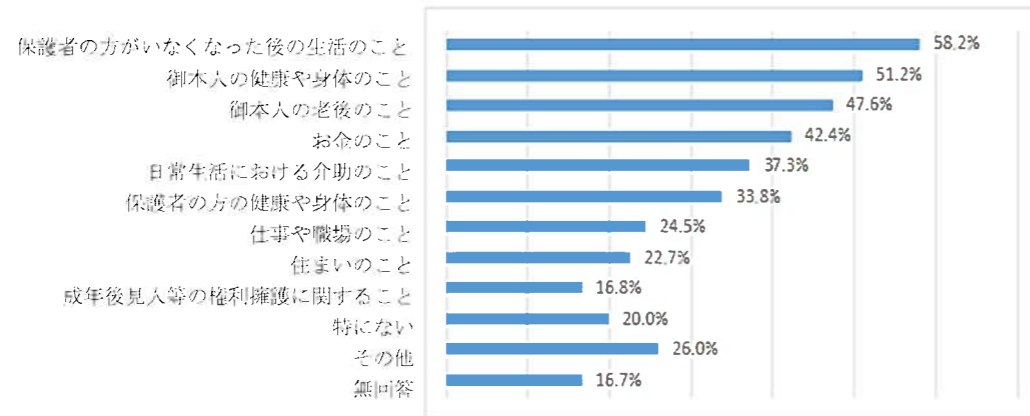
障害者差別解消法の改正内容(R3.6)

	国・地方公共団体	民間事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務

↓  
義務

- 障害のある人の重度化・高齢化が進み、昨年度の実態調査によると、今後の心配事は「保護者がいなくなった後の生活のこと」が最も多い結果となったが、親亡き後、地域で安心して暮らせるための受け入れ態勢(居住面や生活面で支援)が不足している。

御本人が生活していく上で今後心配になること(保護者回答)



- 災害時やコロナ等の緊急時において、音声や点字等が必要な視覚障害者や文字情報が必要な聴覚障害者に対する情報の遅れが指摘されていることから、障害の特性に応じ、情報を入手しやすい環境の充実が必要となっている。また、感染症拡大時においても、障害福祉サービス等を安定して利用できるよう支援を充実する必要がある。

3 計画のポイント

⇒次期計画では、現計画を継承しつつ、社会情勢の変化や感染症対策等の新たな課題に対応するため、下記の3項目を特に重点的に取り組む施策として位置づける。

<重点①>法改正に伴う、民間事業者による合理的配慮の提供促進

これまで努力義務であった民間事業者の「合理的配慮の提供」が義務化されることを踏まえ、県条例の改正とともに、県民会議と連携し、更なる周知啓発や取組を促進する。

<重点②>親亡き後の地域生活継続のための仕組みづくり

親亡き後も障害のある人の生活を地域で支えるため、相談支援体制の整備や、昼間も支援可能なグループホームの整備など、地域での自立を支える支援体制を強化する。

<重点③>新しい生活様式における障害者に対する情報保障の推進と感染症対策の充実

ウィズコロナを踏まえた新しい生活様式において、「いつでも」「どこからでも」情報にアクセスできる環境を目指し、障害分野でのICTの活用を推進する。また、障害福祉サービス事業所等の感染症対策を強化する。

4 次期計画の骨子案について

第5次障害者計画(骨子案)	主な取組
<b>I 障害に対する理解と相互交流の促進</b>	
1 障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進【重点①】	・現行条例の改正 ・民間への制度周知、支援
2 情報保障の推進【重点③】<新規>	・障害分野のICT活用促進
3 障害者スポーツと文化芸術活動の振興	
<b>II 地域における自立を支える体制づくり</b>	
1 様々なライフステージに応じた相談支援体制の充実【重点②】	・相談支援体制の整備促進
2 暮らしを支える福祉サービスの充実【重点②】	・地域支援拠点の整備促進 ・日中支援GHの整備促進
3 施設や病院から地域生活への移行の促進	
4 一人ひとりの特性に応じた就労の促進	・福産品ブランド化の推進 ・販路拡大
5 地域での保健・医療体制の充実	
6 施設の防災、防犯体制の充実	
7 安心して暮らせるまちづくり	
<b>III 多様な障害に応じたきめ細かな支援</b>	
1 早期支援体制の整備	
2 教育の振興	
3 重症心身障害児(者)に対する支援の充実	
4 発達障害のある人に対する支援の充実	
5 強度行動障害のある人に対する支援の充実<新規>	・専門人材の確保
6 医療的ケア児に対する支援の充実<新規>	・医療的ケア児の支援充実
7 精神障害のある人に対する支援の充実	
8 難病のある人に対する支援の充実	